

財政援助団体監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により、市が補助金等を交付した財政援助団体の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

なお、千葉英二監査委員は、平成30年4月1日付けをもって選任されたので、監査期間中、選任日前における監査を行っていない。

また、地方自治法第199条の2の規定により、同監査委員は企画部が補助金等を交付した団体に関する監査を行っていない。

平成30年9月18日

千歳市監査委員 千葉英二

千歳市監査委員 香月正

平成 2 9 年度財政援助団体監査報告書

1 監査の期間

平成 3 0 年 2 月 2 日から平成 3 0 年 7 月 1 7 日まで

2 監査の対象

団体名	補助金等の名称	所管課	書類等提出日
千歳市地域公共交通活性化協議会	地域公共交通再編推進事業補助金	企画部主幹（交通政策担当）	平成30年 2月 2日
公益社団法人千歳市シルバー人材センター	千歳市シルバー人材センター運営費補助金	産業振興部商業労働課	平成30年 2月 2日
支笏湖まつり実行委員会	支笏湖まつり事業補助金	観光スポーツ部観光事業課	平成30年 2月 2日

3 監査の範囲及び方法

平成 2 8 年度に交付した補助金等に関する出納その他の事務の執行状況について、監査対象の団体及び所管課から関係書類及び諸帳簿等の提示を求め、次の事項を重点として監査を実施した。

- (1) 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確になっているか。また、公益上の必要性は十分か。
- (2) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (3) 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (4) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- (5) 出納関係帳票の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切に行われているか。
- (6) 補助金等に係る収支の会計経理は適正になされているか。

4 監査の結果

監査の結果、出納その他の事務については、各監査対象団体ともおおむね良好に執行されていると認められた。

なお、軽微なものについては、監査の過程において担当者に対し指導を行ったほか、監査終了後に所管部課長に対し通知しているので本報告では省略するが、今後とも千歳市補助金等交付規則等に基づいた適正な事務処理を行うよう望むものである。